

はしがき

平成28年12月、相続診断士28名に原稿の執筆をご協力いただき、「争族図鑑」相続で崩壊する家族39パターン」を上梓いたしました。

お陰様で、この『争族図鑑』をお読みいただいた皆さんの方々から、多くのご相談をいただきました。中には、遠く広島県から、「地元の弁護士や税理士に相談したが、相手にされなかった」と、藁をもすがるような気持ちでご相談にいられた方もいました。

法律を知らないために理不尽な扱いを受けていたようですが、『争族図鑑』をお読みになり、「相続診断士なら、何とか解決してくれるのでは？」——と思われたようです。

他にも39パターンを読んでいただき、自分に近い事例を見つけ、大変参考になったという声をたくさんいただきました。

そこで、本書『笑顔で相続をむかえた家族』50の秘密』では、まだまだ世に溢れる、あつてはならない争族を減らすため、前作『争族図鑑』をさらに深く掘り下げ、実際に笑顔相続をむかえた成功事例をわかりやすく解説しています。

さて、『争族図鑑』でもご紹介しましたとおり、相続で揉める原因は大きく4つあります。

① 遺産分割は不平等にしかない

遺産分割で相続人が受け取る財産の約半分は不動産です。不動産は、相続人が3人いたら3等分する、などということではできません。未上場会社の株式もまたしかりです。法定相続分どおり均等に遺産分割することは、ほとんど不可能なのです。さらに、遺産分割の場面では、大学に行かせてもらった、留学をさせてもらった、マンションを買ってもらった……など、生前に親が子供に使ったお金についても問題になります。残念ながら、相続に平等はあり得ません。

② 家督相続と平等相続のギャップ

昭和23年に家督相続制度が廃止され、平等相続に変わりましたが、財産を渡す側の70代以上の方は、長男が財産の大半を受け継ぐべきだと考えがちです。これに対し、受け取る側の60代以下の方は、均等にもらえるはずだと思っています。このギャップがなかなか埋まらないのです。

③ 笑顔相続の専門家がいない

節税の専門家はたくさんいますが、「どうしたら採めないか」を教えてくださいる専門家はいません。

④ 現状では、誰も困っていない

渡す側の親世代も受け取る側の子供世代も、現状、相続で困っている人はいません。誰かが亡くなつてはじめて、「相続税が払えないかもしれない」「遺産分割で採めるかもしれない」という問題が顕在化します。「明日お腹が痛くなるかもしれない」という状態で、病院に行く人はいないのと同じです。

この4つの大きな原因があつて、何も対策をされないままお亡くなりになるという方が、ほとんどなのです。平成28年には1万2188件の遺産分割調停の申立てが行われ、そのうち遺産総額5000万円以下の方が、実に75・5%を占めています。

相続のセミナーを行うと、「うちにはそんなたいした財産がないから相続は関係ありません」という方がたくさんいらつしやいます。そのような方には、次のようにお伝えしています。

「関係がないのは、相続税です。相続人が2人以上いれば、争族の危険があるのでですよ」

本書は、日本全国の相続で遺産分割をむかえる可能性がある方々に、このことをお伝えするために発刊いたしました。「争族をなくして笑顔相続を増やしたい」と真剣に活動している相続診断士の方にお手伝いいただき、実際に笑顔相続になった50事例をわかりやすく解説しています。

ぜひ、たくさんの方に本書をお読みいただき、あつてはならない不幸が起こる可能性に気付いていただくことを願います。

「遺産相続争いは、親の人生を冒読する最も悲しい社会問題」

このことを解決する一助になることを願い、前作『争族図鑑』に続き、魂を込めて執筆いたしました。

なお、本書は、相続診断士45名の方に原稿の執筆をご協力いただきました。現場で起こっている相続事案を、プライバシーに配慮しながらわかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分もございますが、すべて実例に基づいています。また実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取

りながらコンプライアンスを遵守し活動しています。

本書の制作にあたり、株式会社日本法令の竹渕学さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

平成29年11月

一般社団法人相続診断協会 代表理事・税理士 小川 実

第1章❖相続をめぐるヒヤリハット

Episode 1

「思い込み養子」で相続権がなくなる？
↳ 相続について考える前に、戸籍をよく調べてみよう

池田 彩香 2

Episode 2

被相続人に多額の負債が存在したケース
↳ 日頃からの親類縁者とのお付き合いが大切

佐藤 和也 6

Episode 3

一次相続で配偶者が全財産を相続？
↳ トータルの納税額をシミュレーションして、最適の分割を選択

山下 幸子 12

Episode 4

法定相続とは程遠い分割案が示された
↳ 見解の相違を「見える化」することで合意を実現

藤井 亜也 18

Episode5

不用意な相続放棄で思わぬ人が相続人に

↳ 直接、真摯に対話することで解決の途が開ける

木野 綾子

25

Episode6

都心の借地が予想外に高額

↳ 資産の全体像を把握してから適切な対策を講ずべき

鈴木 暁浩

29

Episode7

母親と親子関係なく、相続人が23人に

↳ 自分と母親の「親子の歴史」を伝え、粘り強く交渉

山田 恵

33

Episode8

マイナスの相続財産で親族中に取立てが

↳ 相続放棄の事実を親族に周知すべき

坂口 哲哉

38

Episode9

蒐集した美術骨董品を遺された家族

↳ 買取価格で時価評価、公平に分割する

藤田 慎一

43

Episode 10

被相続人と地主との不和が相続に影響

↳ 底地と借地の交換で双方が売却可能に

齋藤 智明

48

第2章 ♣ 新しい家族のかたち

相続放棄予定の相続人が失業

↳ 日頃のコミュニケーションと遺言書作成が大切

久保田英也

54

Episode 11

法定相続人ではない甥に財産を遺したい

↳ 遺言書の付言事項を活用することで相続人に想いを伝える

金原 正宏

58

Episode 12

障がいを抱える子供がいる場合の相続

↳ 家族信託、任意後見、遺言を駆使して対策

元木 翼

63

Episode 13

Episode 14

節税対策をどのように進めればよいか？

↳子・孫・ひ孫への生前贈与や生命保険活用で成功

松本 啓佑

68

Episode 15

血縁関係のない人に財産を遺すには

↳お互いに「包括遺贈」するとの遺言で解決

上田 亨

72

Episode 16

親族しか死亡退職金を受け取れない？

↳弟の協力で親友への贈与が可能に

木村 茂之

77

Episode 17

小学生の子供を遺し、両親が相次いで死亡

↳祖母が未成年後見人に就任することでさまざまな手続きに対応

高橋まどか

82

Episode 18

お金の管理ができない子供がいるケース

↳特定贈与信託を活用して、生活資金確保と節税を両立

鎌田 諭

87

Episode 19

甥にすべての財産を継承させたい

↳ 全体のバランスを考えて、他の親族にも一定のケアを

千原 真里

93

Episode 20

内縁の妻に財産を遺せば巨額の税金が

↳ 入籍することですべての問題が解決

小川 実

97

第3章 ♣ 家族と事業のはざま

経営に関与しない次男が自社株を相続

↳ 相続と事業承継の同時対策で成功

井手 健二

102

Episode 22

法定相続人ではない孫が事業を承継

↳ 家長の立場を重視することで円満解決

岸野 康之

109

Episode23

相続財産の大半が不動産のケース

↳資産の組換えで老後の生活費や納税資金を準備

小林 悟

114

Episode24

二次相続発生時の収益物件管理に不安

↳管理会社設立による物件管理と収入移転に成功

松川 直弘

119

Episode25

自社株が家族に分散しているケース

↳相続時精算課税による贈与で後継者に株式集中

藤垣 寿通

124

Episode26

賃貸アパートを兄弟の共有で相続させる？

↳資産の組換えによる現金化で「出口戦略」を立案・実行

池田 達彦

130

Episode27

父親の事業を継いだ次男に大半の遺産

↳持戻し免除の意思表示により生前贈与の趣旨を達成

水谷 江利

137

Episode28

オーナー社長から実子以外への事業承継

↳ 事業承継税制の活用で節税と老後の資金確保

川井 佳和

143

Episode29

消えた遺言と争族の勃発

↳ 相続人の1人が事業と自宅を承継することで決着

池田 達彦

149

Episode30

債務超過のため相続放棄を選択

↳ 生命保険金は相続放棄をしても受け取ることができる

照屋 壮仁

155

Episode31

第4章 ♣ 去りゆく人の真意ははずこ

病院を承継するか、売却するかで争い

↳ 被相続人の真意を職業人としての視点から探求

篠木 光洋

160

Episode32

遠方に一人暮らしの母親を見送る

～気が進まない人にエンディングノートを書いてもらうには

一橋 香織

165

Episode33

遺言者の真の想いと食い違う自筆証書遺言

～専門家を介することで、遺言書も生まれ変わった

石渡 聡子

170

Episode34

前妻の子供と後妻の間で紛糾

～後妻に財産を遺す旨の遺言の存在が唯一の救い

難波 彰

175

Episode35

生死不明の相続人の存在が発覚

～親の戸籍を生前に調べておくことも一つの方法

北村 亮一

180

Episode36

相続人の1人に偏った遺産分割

～相続人全員の合意で均分相続に

松原 祥玲

185

Episode37

同居親族に相続財産が偏る典型事例

↳ 法的サポートと心のサポートの両立が肝要

羽根田 謙

Episode38

不動産が多く、納税資金が足りない

↳ 父親にもヒアリングしたことが解決の糸口に

一橋 香織

Episode39

アパート新築で相続税の節税？

↳ 相談者の真の願いを掘り起こし、より適切な対策を講ずる

神山 貴寛

Episode40

6人の弟妹たちが、争族とならないために

↳ 遺言書の付言事項で気持ちを遺す

上田 亨

第5章 ♣ 交錯する家族の想い

Episode41

DV加害者の叔母には財産を渡さない！

↳ 双方の想いを代弁することでトラブルを回避

吉田 賢文

208

Episode42

均分相続が不可、娘たちが揉めないか不安

↳ まずは各人の想いを個別にヒアリングし、その後全員での協議に

牛田 松雄

213

Episode43

遺された家族に面倒をかけたくない

↳ 早めの対策が手続きもスムーズにする

橋本 理恵

217

Episode44

疎遠な父親の介護、相続でトラブル

↳ あえて相続放棄を表明することで関係を改善

高橋 義孝

222

Episode45

介護だけでは「寄与分」は認められない？

↳長男の妻への感謝を形に遺すため、遺言書を作成

小俣 勝嗣

228

Episode46

頑固な父親が家督相続に固執

↳家族の話し合いの場を設けることで考えのギャップを埋める

長棟 治夫

232

Episode47

嫁・姑戦争は相続にまで及ぶ

↳死因贈与契約で嫁の家系への相続を防ぐ

林 雄介

238

Episode48

不仲の娘には財産を遺したくない

↳専門家チームの役割分担で、スムーズに解決

木野 綾子

243

Episode49

長男が急死して、妻と子供が孤立

↳粘り強い説得で、養子縁組が実現

長棟 治夫

247

相続の相談、誰にしたらよいかわからない

「相続診断士が、相続相談難民」を救う

野澤

領

252

相続診断士に出会った皆様にお伝えしたい想い

長谷川

優

256

〈卷末〉

編著者一覧

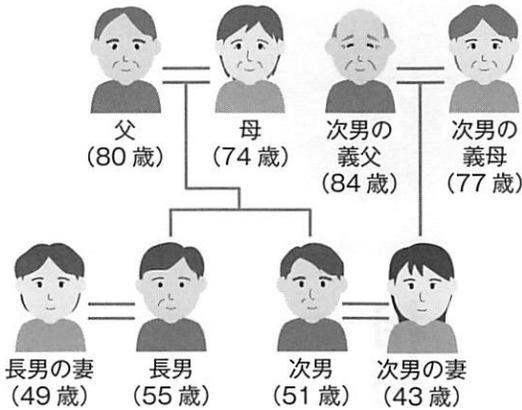
各コメント執筆者

第1章

相続をめぐるヒヤリハット

Episode 1

<家系図>



『思い込み養子』で相続権がなくなる？
〜相続について考える前に、戸籍をよく調べてみよう〜

相続診断士 池田 彩香

<主な財産状況>

・ 自宅不動産	1,400万円
・ 預貯金	1,100万円
・ 生命保険	1,800万円
・ その他財産	400万円
合計	4,700万円

平成29年1月31日の最高裁判決により、「節税を目的とした養子縁組は直ちに無効とならない」ことが示されました。この判例を含め、相続において養子縁組との関わりは密接です。

筆者は前職で約5年間、市役所の戸籍事務に従事し、実際に養子縁組届を提出する現場を見てきましたが、縁組をする理由はさまざまあります。今回は、実際に相談のあった相続と養子縁組にまつわる話を紹介します。

「婿養子」という言葉を聞いたことがあると思います。一般的には、男性が婚姻する女性の父母と養子縁組をすることで、その家の跡継ぎになるべく、「婚姻」と「養子縁組」の二つの要素を含んだものです。今回、遺言書の作成で筆者のもとに訪れた相談者も、次男が「婿養子に行った」とのことでした。

しかし、この婿養子制度は旧民法の時代に存在していた制度であり、現在この届出はありません。したがって、相手の父母と親子関係になるためには、婚姻届と一緒に養子縁組届を提出する必要があります。

現在の民法では、民法750条により「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」となっており、婚姻届に夫か妻の氏を選ぶ項目があります。この時、婿養子となるために相手の氏を選択しても、あくまで相手の氏を名乗っているだけなので、相手方の父母とは親子関係は発生しないのです。

今回の相談者のケースも、次男は相手の氏を名乗っているだけの婚姻でした。一方、父親の遺言には「長男に3分の2、次男に3分の1の割合で相続させる」とあったのです。

これは、次男は婿養子に行ったことにより、相手方の家の子供となり、将来はそちらからの相続も見込まれることを考慮して、このような分け方となっていました。しかし、実際には、相手方の家の相続では次男に相続権

は生じないことになります。次男の妻にそのことを話し、両親とも話をしてもらいました。

妻は一人娘なので、次男には妻の家の墓を守り、土地や家も守ってほしいという義父と義母の希望があることがわかり、後日、改めて義父・義母と次男との養子縁組を行いました。

実父の遺言についての問題も、これで解決しました。

他の相続診断士からも「相談者の戸籍を取って見てみると、養子縁組をしておらず、亡くなる1年前に慌てて養子縁組をした」などという話をよく聞きます。戸籍は法的な親族関係を表す書類ですので、相続について考えるときは、これに基づいてきちんと事実確認をすることが重要です。

なお、この遺言には、次のような付言事項がありました。

「このように分ける理由は、長男家族に私の老後のお世話をお願いすることになること、次男には学業に励んでもらうため、当時それなりのお金を用意したことを考慮しました。私亡き後も、2人しかいない兄弟ですので、ともに支えあって、仲良く助け合って生きてください。ありがとう。」

このような付言事項を見た時、婿養子にかかわらず、長男、次男へ想いが伝わると、相続分についても納得できるものを感じるのではないのでしょうか。

養子縁組は当事者だけでなく、周囲の相続人家族との関係性も大切です。その中で、それぞれにどのような背景や想いがあるかを聞くことはとても重要なことだと思います。当時どうして養子縁組をしたのか、今後対策するうえでなぜ養子縁組をするのかということを家族できちんと話しておくことで、笑顔相続を実現できます。



笑顔相続の秘密

相続を考える時に最初にやるべきことは、家系図の作成です。相談をしたい人も、相談を受ける人も、まずは、家系図をしっかりと作って、家族の法的な関係をしっかりと押さえてください。

一度、祖父・祖母・父・母・義父・義母等の生まれてから現在までの戸籍を取ってみるとよいでしょう。

親の生前に意外な事実を知ってしまうこともあるかもしれませんが、その時は専門家に相談しながら冷静に対応しましょう。

配偶者の家族の家系図も書いて、祖父や祖母が亡くなった時、叔父叔母が亡くなった時、誰が相続人となり、その際の問題点は何かをシミュレーションしてみましよう。

家族のコミュニケーションがとれないまま養子縁組をする場合は、争族の原因になる可能性があります。慎重に判断しましょう。

また、70歳を超えて一人暮らしをしている親族がいたら、その人が認知症になったら誰が面倒をみるのかも考えてみる必要があります。

家系図をしっかりと眺めていると、いろいろな問題が見えてきます。相続は、家系図に始まり、家系図に終わるのです。

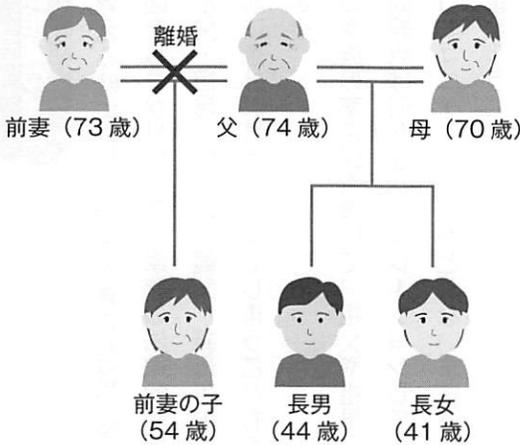
Episode 2

被相続人に多額の負債が存在したケース

～日頃からの親類縁者とのお付き合いが大切

相続診断士 佐藤 和也

<家系図>



<主な財産状況>

・ 自宅不動産（戸建）	2,000万円
・ 預貯金	1,000万円
・ 死亡生命保険金	1,000万円
合計	4,000万円

編著者一覧

【編者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町2-13-9

FORECAST 人形町7階

URL <http://souzokushindan.com/>

設 立 平成23年12月1日

資格取得者 28,000人（平成29年11月現在）

代表理事 小川 実



【著者】（五十音順）

池田 彩香（いけだ・あやか）

相続診断士

昭和63年生まれ。

市役所職員として7年の勤務を経て、司法書士事務所 HOP 入所。

<ひとこと> 戸籍実務5年の経験から、家族関係が複雑な相続等にも携わり、相続診断士からの戸籍相談も受けております。

住 所 東京都中央区日本橋人形町2-13-9

FORECAST 人形町7F

電 話 03-6661-1202

メール a-ikeda@shihosyoshi-hop.com
